

令和 6 年度 第 1 回  
和泉市都市計画審議会

参 考 資 料

## 目 次

資料番号	資 料 内 容	ページ
1	【議案第1号関係】 南部大阪都市計画道路の変更について	1
2	【議案第2号関係】 南部大阪都市計画下水道の新旧対照表について	7
3	【議案第1号及び第2号関係】 都市計画案の策定経過について	10
4	【議案第3号関係】 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について	15

**資料番号 1**  
**南部大阪都市計画道路の変更について**

# 和泉市 都市計画道路の見直しについて

[1/2]

## 1. 都市計画道路とは

都市の骨格を形成し、安心で快適な都市生活と機能的な都市活動を確保する都市交通における最も基幹的な都市施設です。

## 2. 和泉市の都市計画道路の整備状況

本市では29路線、約77kmが都市計画決定されており、令和6年3月末時点では、約55km（約71%）が整備済み、約3km（約4%）が事業中、約19km（約25%）が未着手となっています。

未着手区間については、全て都市計画決定後50年以上を経過しており、全てを整備するには、さらに長期間を要する見込みとなっています。

## 3. 都市計画道路を取り巻く背景

### ①推計人口の比較（上位推計・下位推計）

都市計画決定された時代から今日にかけては、人口減少、少子高齢化などが進行しており、「人口増加・拡大型社会」から「人口減少・成熟型社会」へと移行しています。和泉市においても、平成27年をピークに減少へ転じる予測へと見直されました。

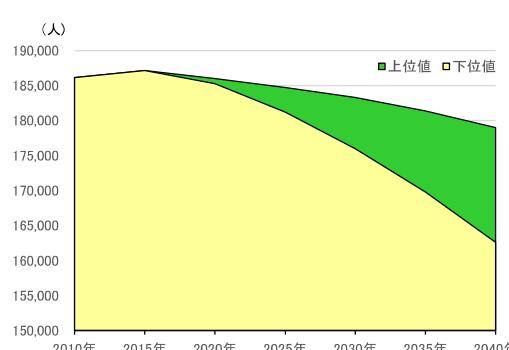
### ②自動車走行台キロの推移

平成17年をピークに自動車走行台キロが減少しており、これまでの右肩上がりの予測から、今後は減少へ転じる予測へと見直されました。

### ③社会経済情勢の変化

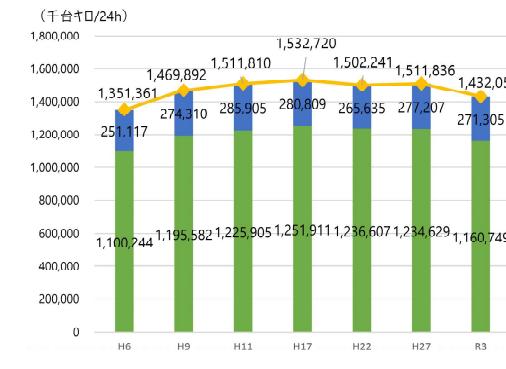
国では、社会経済情勢の変化に合わせて、都市計画の方向性について、拡大型から集約型都市構造への転換が図られており、公共事業投資の効率化、公共サービスの向上等を目指し、コンパクトシティ等の概念が示されています。

【推計人口の比較（上位推計・下位推計）】



出典：和泉市人口ビジョン(H27.12月)

【自動車走行台キロの推移】

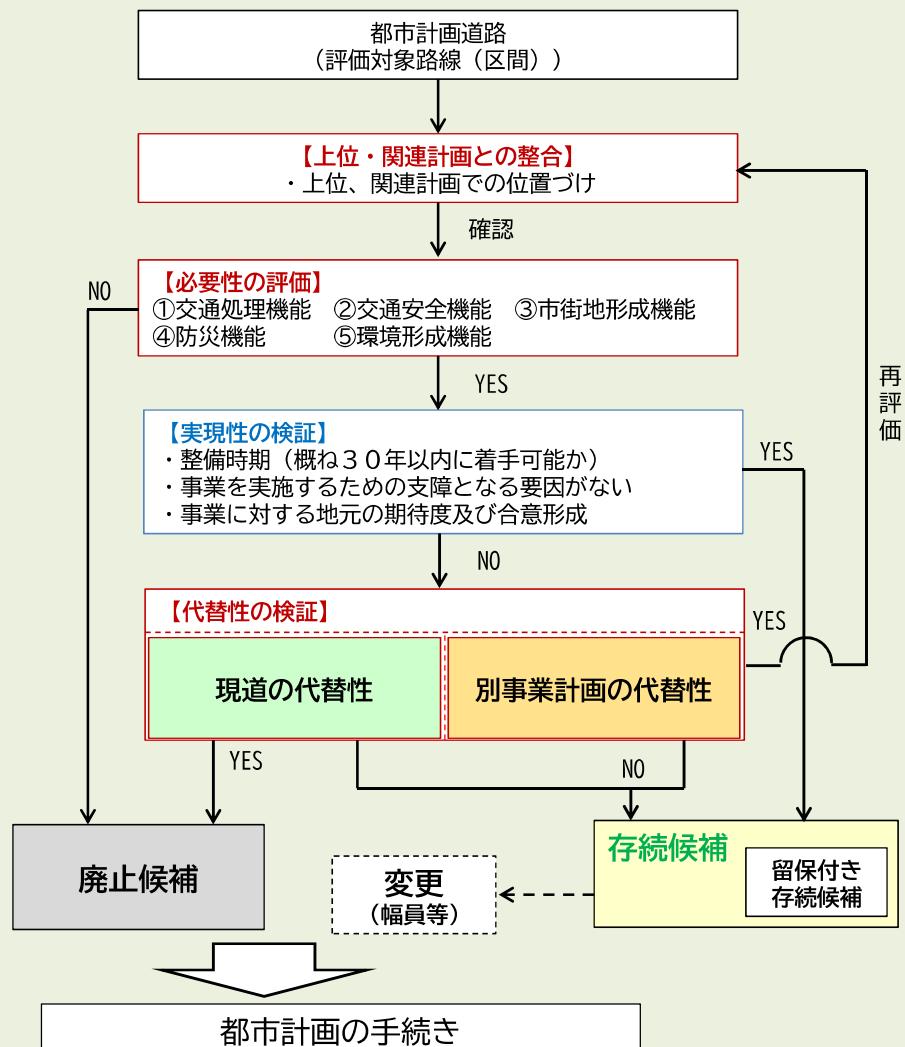


出典：令和3年度全国道路・街路交通情勢調査

## 4. 都市計画道路見直し基本方針について

上記のような背景を踏まえ、都市計画決定後長期にわたり事業着手がなされていない路線について、事業の必要性、実現性、代替性を評価するとともに、まちづくりへの影響を詳細に検討し、計画の「存続」「変更」「廃止」を見直していくために、平成26年度に「和泉市都市計画道路見直し基本方針」を策定し、都市計画道路の見直しを行うものです。

和泉市都市計画道路見直し評価（存続・変更・廃止）フロー



# 和泉市 都市計画道路の見直しについて

[2/2]

## 市域の未着手路線

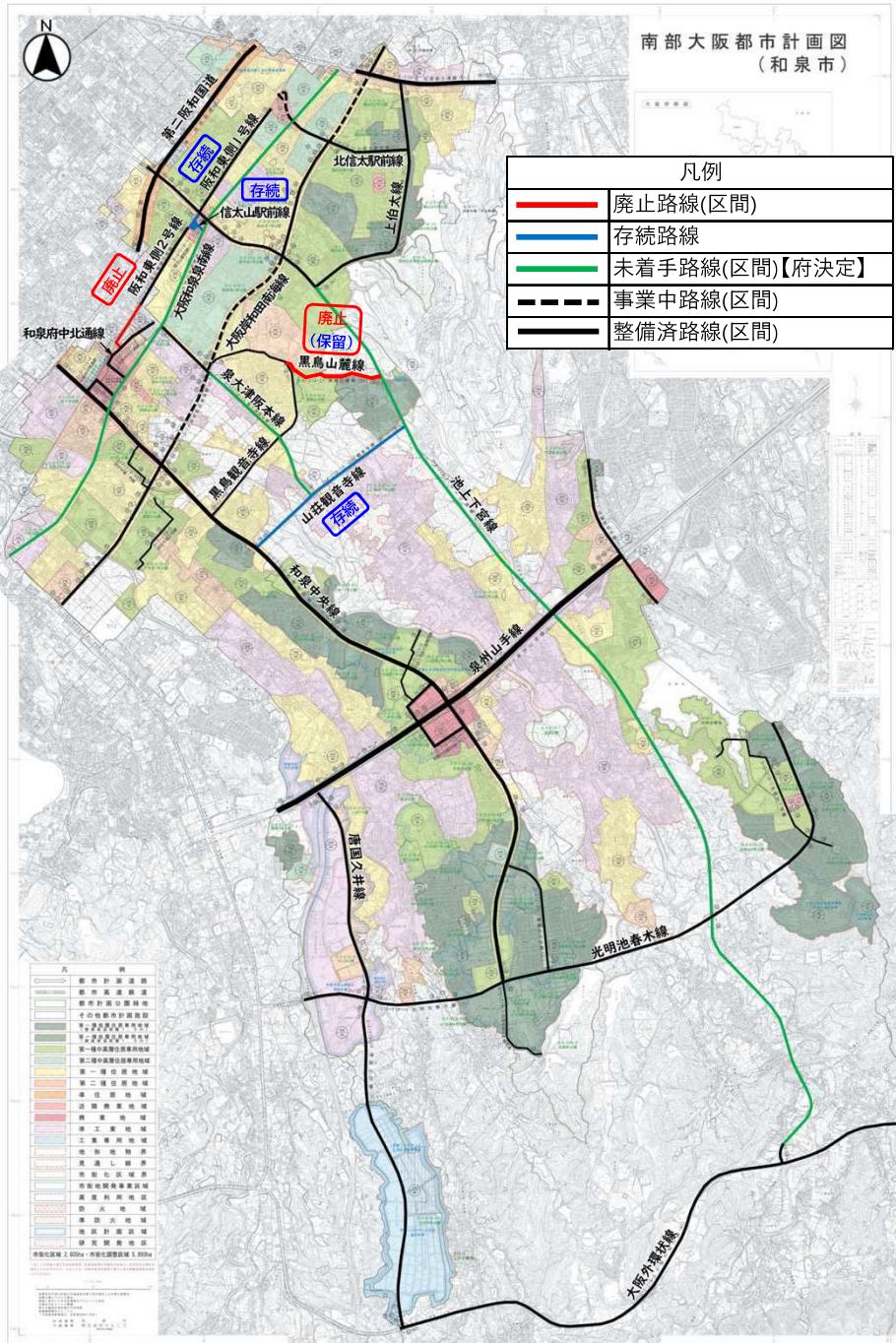


図 都市計画道路の整備状況、及び未着手路線

路線名	延長	幅員	車線数	未整備延長	見直し概要	見直し評価
阪和東側2号線	1,250m	8m	2	445m	阪和東側2号線は延長1250mのうち、整備済区間は計画幅員8mの2車線道路が整備済みで、未着手区間は現道がなく、住宅が立地しています。未着手区間では沿道の権利者が多く、整備に多大な時間を要することが予想されます。その上、並行して和泉府中北通線が整備されており、代替性は確保されているため、『廃止候補』となります。	廃止
黒鳥山麓線	1,520m	8m	2	848m	黒鳥山麓線は延長1520mのうち、黒鳥小学校側は計画幅員8mが整備済みで、山荘町側は幅員約7.8mの2車線道路が概成済となっています。そのため、現道が存在し、計画道路の機能を概ね満足できる代替性は確保されているため、『廃止候補』となります。しかしながら、都市計画道路の廃止に当たっては、別途検討中の交通安全対策の内容や実施時期を含めた住民の合意形成が必要となるため、現時点では『保留』とします。	廃止(保留)
信太山駅前線	60m (駅前広場 約4,000m)	16m	2	60m	信太山駅前線は延長60mのうち、幅員15.4mの2車線道路が概成済となっており、また、駅前広場は現状1050m <sup>2</sup> しかなく未着手となっています。今後の富秋中学校区等まちづくり構想の進捗を見ながら、その時々の状況に合わせて検討していく必要があるため、『存続候補』となります。	存続
阪和東側1号線	1,210m	8~20m	2	51m	阪和東側1号線は延長1210mのうち、北信太駅側は計画幅員8mが整備済みで、信太山駅側は現道2車線で供用済であります。また、計画幅員20mを満たしておらず未着手区間となっています。接続する信太山駅前広場の見直し状況と合わせて検討していく必要があるため、『存続候補』となります。	存続
山荘観音寺線	1,660m	16m	2	1,660m	山荘観音寺線は延長1660mの全区間が未着手の現道なし区間となっています。未着手区間が長いため、整備に多大な費用と時間を要することが予想されますが、本路線は、南北方向の広域幹線道路（池上下宮線）と都市幹線道路（和泉中央線）並びに国道480号との道路ネットワークの形成を図るうえで重要な路線のため、『存続候補』となります。	存続

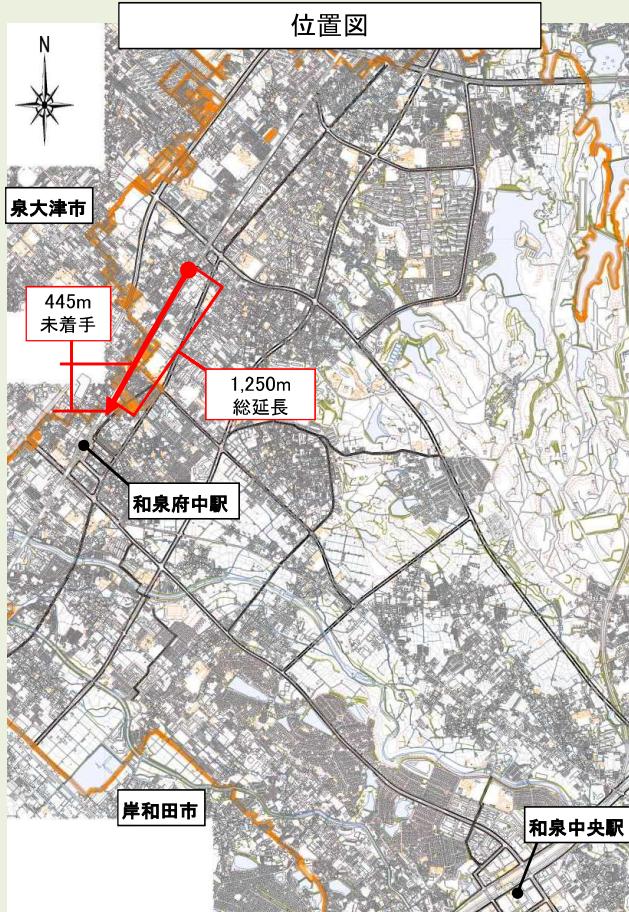
# 和泉市 都市計画道路(阪和東側2号線)の見直しについて (1/2)

## ●阪和東側2号線の現況

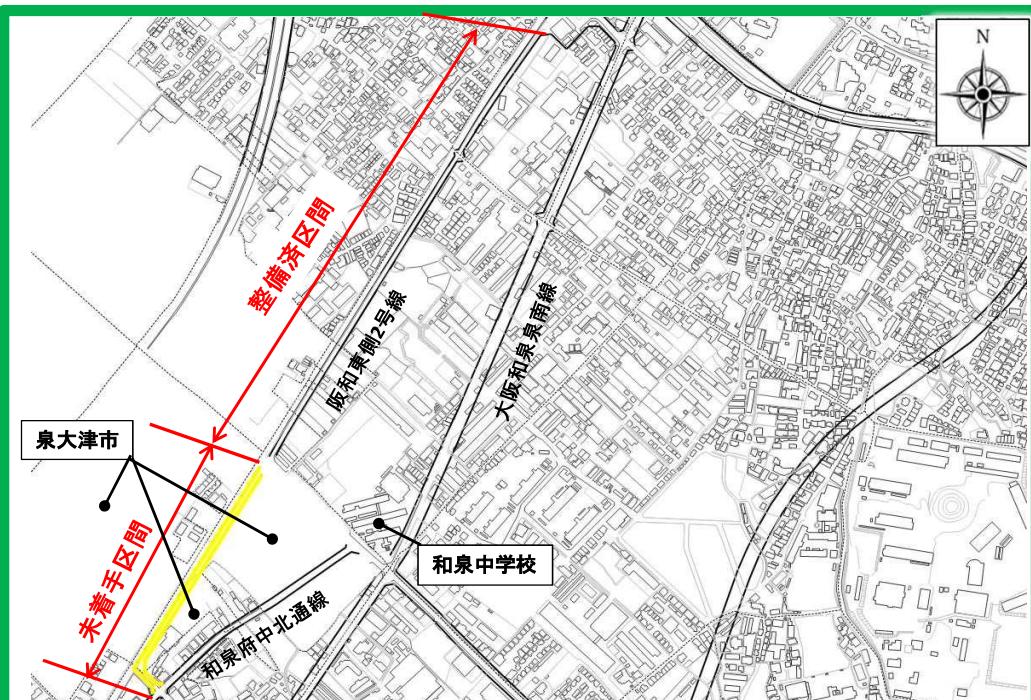
- ・整備済み区間は、(都)阪和東側1号線と接続している。
- ・整備済み区間の沿道は、住宅等が建ち並ぶ。
- ・未着手区間は現道がなく、住宅が立地するため、沿道の権利者が多く、整備に多大な時間を要することが予想される。
- ・JR阪和線沿線に位置し、JR信太山駅とJR和泉府中駅を結ぶ経路上にあり、JR阪和線沿道地域を補完する道路としても位置付けられる。
- ・未着手区間に並行する和泉府中北通線が整備済であり、また、JR和泉府中駅周辺は市街地再開発事業が完成済である。
- ・整備済区間の規制速度は40km/hである。

都市計画決定の概要

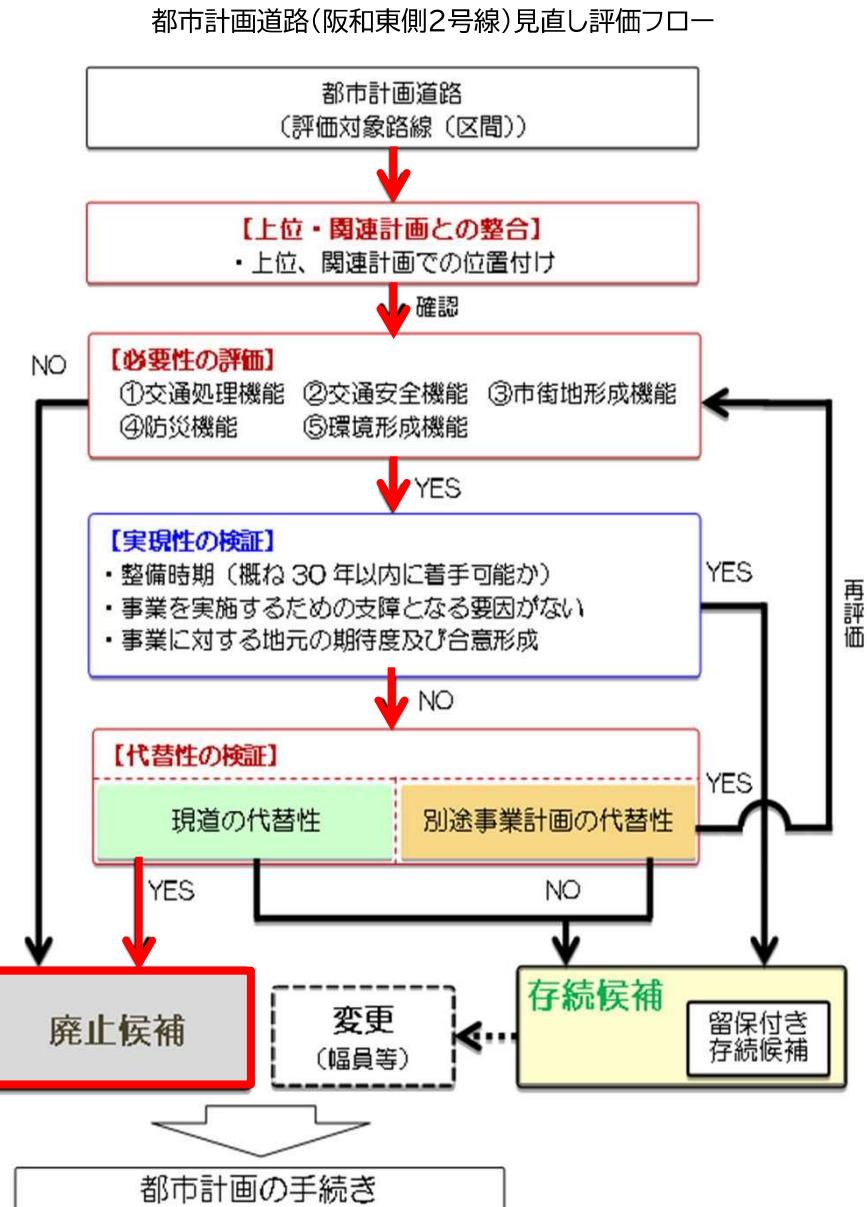
路線番号	路線名	道路区分	起点	終点	延長(m)				駅前広場面積	当初決定告示日	最終変更告示日	経過年数(R4年を基準年)	車線数	幅員	
3・6・219-22	阪和東側2号線	地区幹線道路		和泉市 池上町 一丁目地内	和泉市 府中町 七丁目地内	1,250m	805m	0m	445m	—	1956/4/9	2006/3/17	66年	2	8m
区間番号	-	決定権者	和泉市	地区幹線道路	和泉市 池上町 一丁目地内	和泉市 府中町 七丁目地内	総延長	完成	事業中	未着手					



# 和泉市 都市計画道路(阪和東側2号線)の見直しについて (2/2)



(1)上位関連計画	・都市計画マスタープラン等の上位計画において、「広域幹線道路」や「都市幹線道路」に位置づけられておらず、「重点的に整備を推進すべき道路」にも含まれていない。
(2)必要性	・近接する生活道路が「国府小学校」「和泉中学校」の通学路に指定されている。そのため、歩行者自転車等の交通安全を確保すべき地区内の区間である。 ・JR阪和線の「和泉府中駅」に近接する。そのため、歩行者自転車等の交通安全を確保すべき地区内の区間である。
(3)実現性	・神社・仏閣等の支障物件は存在しないが、住宅が立地しており整備は困難が予想される。
(4)代替性	・当該路線に並行して計画道路の機能を概ね満足する「和泉府中北通線」が整備済であるため、代替性は確保されていると判断される。



## ●総合評価

阪和東側2号線は延長1250mのうち、整備済区間は計画幅員8mの2車線道路が整備済み、未着手区間は現道がなく、住宅が立地しています。整備済区間においては、歩道が設置されているため、自動車、自転車・歩行者ともに安全性が確保されています。未着手区間では沿道の権利者が多く、整備に多大な時間を要することが予想されます。その上、並行して和泉府中北通線が整備されており、代替性は確保されているため、『廃止候補』となります。

## 南部大阪都市計画道路 新旧対照表

### 3・6・219-22号阪和東側2号線

		変更前	変更後
名称	番号	3・6・219-22	同左
	路線名	阪和東側2号線	同左
位置	起点	和泉市池上町一丁目地内	同左
	終点	和泉市府中町七丁目地内	和泉市府中町地内
	主な経過地	和泉市府中町地内	和泉市伯太町一丁目地内
区域	延長	約1,250m	約800m
構造	構造形式	地表式	同左
	車線の数	2車線	同左
	幅員	8m	同左
	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	幹線街路と平面交差2箇所	幹線街路と平面交差1箇所 幹線街路泉大津中央線と立体 交差
	駅前広場等	—	同左

**資料番号 2**  
**南部大阪都市計画下水道の新旧対照表に**  
**ついて**

## 南部大阪都市計画下水道の変更（和泉市決定）「新旧対照表」

都市計画和泉市南大阪湾岸北部流域関連公共下水道を次のように変更する。

### 1. 下水道の名称

和泉市南大阪湾岸北部流域関連公共下水道

### 2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考) 面積 約3, 956ha (うち処理区域 約3, 956ha)

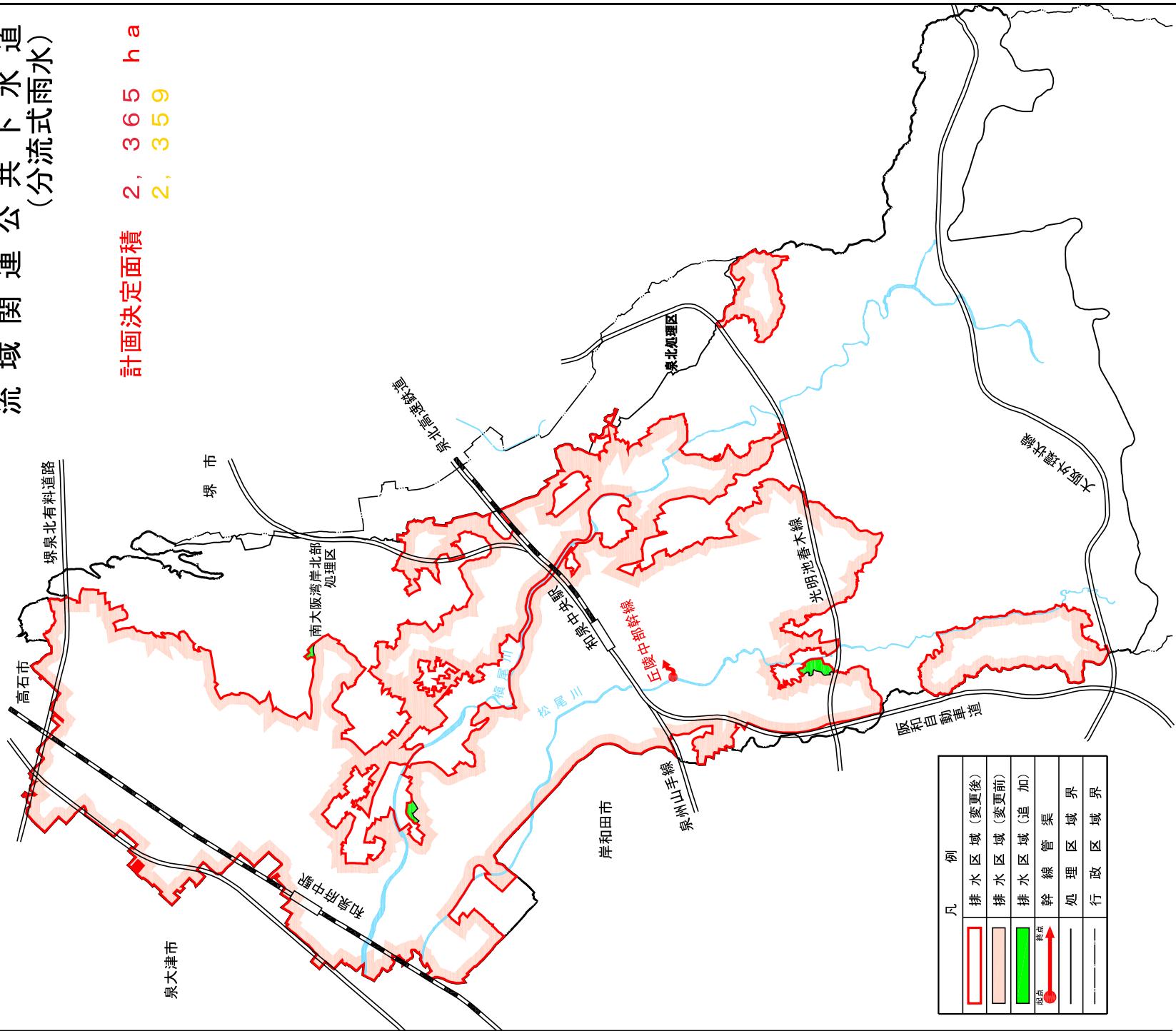
(面積内訳)
汚水 約3, 956ha
雨水 約2, 365ha
2, 359

### 3. 下水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
丘陵第一幹線	和泉市池田下町地内	和泉市いぶき野三丁目地内	污水管渠
丘陵第三幹線	和泉市内田町一丁目地内	和泉市はつが野二丁目地内	污水管渠
葛の葉上幹線	高石市綾園五丁目地内	和泉市上町地内	污水管渠
丘陵中部幹線	和泉市内田町一丁目地内	和泉市内田町一丁目地内	雨水管渠

## 新旧対照図

和泉市 南大阪湾岸公連流域(分流式雨水)



## **資料番号 3**

### **都市計画案の策定経過について**

## 1. 都市計画案の市民説明会

都市計画案	決定権者	市民説明会
都市計画道路の変更	和泉市	令和6年7月11日
都市計画下水道の変更	和泉市	令和6年5月21日

## 2. 都市計画法第16条に基づく公聴会の開催

都市計画案	決定権者	案の縦覧期間	公述申出	公聴会開催日
都市計画道路の変更	和泉市	令和6年7月16日～ 7月30日	—	—
都市計画下水道の変更	和泉市	令和6年5月22日～ 6月5日	1	令和6年6月28日

※公述意見の概要及び本市の考え方は次ページのとおり。

※公聴会は公述申出がある場合のみ開催。

## 3. 都市計画法第17条に基づく都市計画案の縦覧

都市計画案	決定権者	案の縦覧期間	意見書の提出
都市計画道路の変更	和泉市	令和6年10月17日～ 10月31日	—
都市計画下水道の変更	和泉市	令和6年9月17日～ 10月1日	1

※本市へ提出された意見書の概要及び本市の考え方は次ページのとおり。

## 「南部大阪都市計画下水道の変更」に係る意見に対する市の考え方

公聴会において公述人が述べた意見及び都市計画法第17条第2項に基づき提出された意見書に対する和泉市の考え方は次のとおりです。

※「公述意見の概要」及び「意見書に記載された意見の概要」は、公述内容及び提出された意見書の内容を、市が要約したものです。

項目	公述人 提出人	令和6年度第1回和泉市都市計画公聴会における公述		都市計画法第17条第2項に基づき提出された意見書
		公述意見の概要 ※	公述意見に対する和泉市の考え方	
意見書の意見の要旨	A	—	—	<p>令和6年度第1回和泉市都市計画公聴会の公述人意見の概要（行政主導での作成）に対する和泉市の考え方について、公述人意見の概要については行政担当者は2ヶ月以上の質問・解釈（メール応答主体）を公述人に執拗に求めながら、和泉市の考え方の文面においては、公述人からの質問・解釈の説明等の機会は一切行われずに一方的にホームページに公表されましたので、当意見書にて要約項目別に質問・解釈等を求め意見として明記します。</p>
春木地区からの排水について	A	<p>今回変更しようとする春木地区の排水をトリガーエール和泉あゆみ野地区の既設公共下水道管へ排水することについて、原因者による地区外からの下水が排水されることが原因で既設公共下水管路施設の流下能力超過による追加整備費等が発生する場合は、既設公共下水道へ排水する新たな増排水量及び拡大排水区域分を開発協議時に原因者が負担するといった覚書を交わしておくべきものではないのか。</p> <p>また、今後新しく市街化調整区域を市街化区域に編入する場合についても、新たに編入する区域の方に同等の費用負担を求められたい。</p> <p>特に、既に無負担又は覚書なしで市街化調整区域を市街化区域に編入した区域は市長の政治的に判断された明確な理由の説明をお願いするところです。</p>	<p>既設公共下水道への排水指導に関する意見であるため、今回の都市計画（案）に影響するものではないと考えております。</p> <p>あゆみ野地区における下水道は、当初UR都市機構が整備を行い、完成後市に移管され、現在は市の公共下水道となっています。</p> <p>今回、雨水排水区域の拡大を行う区域である春木地区からの排水について、汚水については、既設の下水道管に接続するにあたり、事前に協議を行い、排出予定の汚水量を既設の下水道管の排水能力と照らし合わせ、流下能力超過が発生しないことを確認し接続を許可しております。</p> <p>雨水については、あゆみ野地区外から地区内へ排水する予定はありませんが、そのような案件があった場合には同様に、既設の下水道管の能力と照らし合わせて判断を致します。</p> <p>また、これまでや今後、市街化調整区域から市街化区域に編入する際には、汚水については、新しく下水道を使用する場合、条例に基づき受益者負担金を賦課することとなり、市街化区域に編入する場合についても同様に受益者負担金が生じます。雨水については、市街化区域、市街化調整区域ともに、大規模な開発や既設下水道管の流下能力超過が発生する場合には、調整池等の流出抑制施設の設置等を指導していることから、応分の費用負担が生じます。</p>	<p>1. 春木地区からの污水排水については、受益者負担金と共に開発負担金を求める必要があるのではないか。何故なら、トリガーエール和泉開発時には、その開発者が開発負担金（下水道等のインフラ整備費）を負担したものであるため、トリガーエール和泉開発区域外である春木地区の污水排水をトリガーエール和泉開発区域内に排水する場合、市は、春木地区的開発者に当然応分の開発負担金を求められるのです。そうでなければ、トリガーエール和泉開発者に過大負担をさせて、結果的に後発の開発者を優遇していることとなっている。</p> <p>2. 行政が市街化調整区域を市街化区域に変更して無負担で開発行為を許可することは、民間の鍊金術に加担していることになっていないか。このような無負担で市街化調整区域を市街化区域に編入した区域は、市長の政治的信条の明確な理由を示すように公述したが回答がない。</p> <p>公述意見に対する市の考え方への意見であり、今回の都市計画（案）に影響するものではないと考えております。</p> <p>1. トリガーエール和泉地区内は、UR都市機構が大部分を費用負担しインフラ施設を整備したことから、下水道整備費の一部としての受益者負担金は徴収していません。春木地区はトリガーエール和泉地区外のため、受益者負担に関する条例の適用となり、下水道整備費の一部として受益者負担金を徴収するものであり、特に後発の開発者を優遇するものではありません。</p> <p>2. 前提として無負担ではないと回答しております。また、開発事業者との協議は、担当課において判断する内容です。</p>

項目	公述人 提出人	令和6年度第1回和泉市都市計画公聴会における公述		都市計画法第17条第2項に基づき提出された意見書	
		公述意見の概要 ※	意見に対する和泉市の考え方	意見書に記載された意見の概要 ※	意見に対する和泉市の考え方
下水道事業について	A	<p>公共下水道事業において、年度毎でB/C検証を行い、情報を市民へ公開していただきたい。これは、市民全体で自然環境の保全協力頂いた経過報告義務行為ではと思っています。</p> <p>また、昨今の多発している線状降水帯といった異常気象が発生した場合、計画降雨である48mmを超えることが想定される。対策として調整池設置（地下施設）や屋上緑地（庭園）を確保することが有効であると考えられる。</p> <p>のことから和泉市においては、開発者へ調整池設置（地下施設）や屋上緑地（庭園）確保等、過大設計なき様に指導されたい。</p> <p>市の開発指導基準では、雨水流出係数Cの開発前（現状）0.3～0.5が開発後0.9となり、雨水排水増大分0.6～0.4の処理について明確にされたい。</p> <p>これは地域住民の安全に直接影響し、もし増大雨水による災害発生した場合の対応なくして開発や下水道事業を執行すべきでありません。</p> <p>ただし、市長による指導基準遵守を超える理由ある場合は周辺住民及び市民への説明と公表なく指導基準無視はできないと考えています。</p>	<p>公共下水道事業の進め方等に関する意見であるため、今回の都市計画（案）に影響するものではないと考えております。</p> <p>公共下水道事業においては事後評価を定期的に行い、有識者による委員会において審議し結果を公表しております。</p> <p>新規開発事業が実施される場合には、関係機関と連携し、必要に応じて調整池等の流出抑制施設の設置指導を行っているところです。</p> <p>市の雨水に関する指導方針としては、開発指導基準に則り、流出係数については開発後の土地利用を考慮して算定した上で、排水先施設の流下能力と照らし合わせて検討し、必要に応じて排水先の変更や流出抑制施設の設置等を指導しております。</p> <p>また、計画降雨を超えるような降雨への備えとしてハザードマップを作成し、危険となる箇所を示して公表、周知しています。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>下水道整備が優先されるべき市街化区域において、市街化区域の下水道整備が未完了の中、市街化調整区域の下水道整備を進めているため、市街化調整区域のB/Cを検証し公示するのが市の義務である。</li> <li>春木地区の開発行為に関して、現状は、開発許可済みであり、施工完了している。本来は、今回の「南部大阪都市計画（下水道）変更」の法手続きの完了後に開発行為が行われるべきではないか。</li> <li>雨水の流出係数の増大について、「指導を行っています」等ではなく、開発指導における具体的な安全性確保の指導実態について、どのように検証し指導したのか申請図書や現場確認写真等を提示し証明を求める。</li> </ol>	<p>公述意見に対する市の考え方への意見であり、今回の都市計画（案）に影響するものではないと考えております。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>汚水の下水道の整備は市街化区域を優先して行っておりますが、市街化調整区域も含めたものが下水道計画区域であり、区域全体として適正に事業評価を行っております。市街化調整区域に限らず事業効果の低い地域は存在しますが、市街化調整区域のみで事業の評価を行うものではありません。</li> <li>下水道に排水する場合は法手続き完了後に接続するべきところですが、今回排水区域の拡大を行う春木地区における雨水排水は下水道に接続していないことから、開発行為に係る制限はありません。</li> <li>公述意見に対する市の考え方は、公述人に対する回答ではないため、別途、個別対応させていただきます。</li> </ol>
浸水対策について	A	<p>一般市民としては、雨水に対してどの部分が一番危ないかという事を、直観的にわかるようなものが必要である。</p> <p>また、雨水排除に関するインフラ未整備地域の浸水被害について、市民通報や意見を整理・分析し、結果を市民へ周知していただきたい。</p> <p>次に、災害級の降雨量の時には安全なところに避難するように訓練していくことが大切だと思う。人的被害を避けることは行政としては必須事項の役務であると考えることから、雨水排除に関するインフラ未整備状況では人間は生きるために逃げるしかないので、危険な箇所を重点的に教えていただきたい。</p>	<p>市では、市民の生命を守るための避難行動につなげて頂くために、内水・河川等の氾濫による浸水想定区域を表示したハザードマップを作成し、特に危険な箇所についても示して公表、周知しております。今後、危機管理部局とも連携し、更に充実した内容となるよう更新を行っていく予定です。</p>	<p>法制上の施策のみでなく、市民通報を整理し、その背景のヒアリングや現地調査を実施して、和泉市に適したオリジナルで有効な防災施策を確立し市民への再提示を望む。</p>	<p>公述意見の補足意見であり、今回の都市計画（案）に影響するものではないと考えております。</p> <p>浸水対策における防災施策につきましては、関連部署と連携し今後一層進めてまいります。</p>

項目	公述人 提出人	令和6年度第1回和泉市都市計画公聴会における公述		都市計画法第17条第2項に基づき提出された意見書	
		公述意見の概要 ※	意見に対する和泉市の考え方	意見書に記載された意見の概要 ※	意見に対する和泉市の考え方
区域拡大について	A	<p>今回の 6ha の編入について、否定はしないが、行政としてはもう少し大きい規模で計画的な市街化区域及び市街化調整区域の拡大・縮小を行い、市街化の促進を図り、事業者を誘導し税収の調整をされたい。</p> <p>当市においては、都市計画の変更要素を民間企業の鍊金術の手段となる事なく市税にて徴収する仕組み作り（例：市街化区域と市街化調整区域の税収格差の平準化）が重要となります。（地価高騰の抑止対策）</p>	<p>今回の排水区域の拡大は、市街化調整区域から市街化区域に編入されたことに伴い、都市計画法第 13 条第 1 項第 11 号の規定に基づき、市街化区域においては少なくとも都市施設に定めるものとされていることから、区域の変更を行うものです。</p> <p>なお、市街化区域編入は、下水道事業が主体として進めるものではなく、下水道事業における施設整備が市街化を誘導するものではありません。</p>	<p>決して区域変更に反対や異論があるわけではなく、都市施設が法や条例・基準・要綱・規則を守り公平公正な施設であってほしい、また、都市計画の変更を民間企業の鍊金術の手段に利用されることのないようにしてほしい。</p>	<p>公述意見の補足意見であり、今回の都市計画（案）に影響するものではないと考えております。</p> <p>貴重なご意見として今後の事業実施等の参考にさせていただきます。</p>
下水道管の余裕について	A	<p>下水道を整備される際には、災害等を想定し、安全率を見込んで計画されていると思う。同様の考え方で、新規開発等により、排水施設における余裕の部分へ新たに排水を許可することは、余裕についての考え方の本来の目的と異なる運用と思われる。</p> <p>現状の余裕や安全率を自然災害以外で食い潰す（暫定的な対応）のは、先行負担者への裏切りである。行政は法・条例・規則・基準の公平・公正の遵守行政を行うべきである。</p>	<p>下水道管の流下能力における余裕に関する意見であるため、今回の都市計画（案）に影響するものではないと考えております。</p> <p>汚水については、公共下水道における計画管きよの管径を決定する際、下水道設計指針に基づき流下能力に余裕を見込むことになっております。これは個々の施設から排出される汚水量を予測することが難しく、計画下水量と現況汚水量との間に乖離が生じる場合があるためであり、自然災害時を想定したものではありません。</p> <p>雨水については、余裕について明確な基準はないため、新規開発事業が実施される際には既設の排水施設に余裕がない場合、排水先の変更や流出抑制施設の設置等を指導しております。</p>	<p>1. 「今回の都市計画（案）に影響するものではないと考えております。」という見解は行政の意見としては短絡的ではないか。</p> <p>以下の 3 点から、今回の都市計画変更案は修正するべき。</p> <p>①春木地区の汚水排水をトリガール和泉計画区域へ排水することについて、トリガール和泉計画時においては、計画区域外である春木地区的汚水排水を受け入れる計画となっていない。</p> <p>②春木地区の汚水をポンプアップしてトリガール和泉計画区域へ排水することについて、和泉市宅地開発条例の施行基準に下水道は自然流下で計画することとあるため、その基準に違反している。</p> <p>③トリガール和泉計画区域外の汚水排水を受け入れが可能なら、トリガール和泉開発時に開発負担金を過剰に設定していたことになる。</p> <p>2. 雨水管の余裕について明確な基準がないとの市の回答だが、和泉市宅地開発条例の施行基準に幹線の計画雨水量は 20% 増しと明記されている。</p>	<p>公述意見に対する市の考え方への意見であり、今回の都市計画（案）に影響するものではないと考えております。</p> <p>1. 今回の都市計画（案）は、既に市街化区域に編入された地区について、将来的に雨水における下水道整備を行っていく区域である「排水区域」に編入する区域変更であり、汚水に関する変更ではありません。</p> <p>①ご意見のとおりですが、現状、トリガール和泉計画区域へ排水することについては、既設下水道管に排水に関する受け入れる余裕があつたことから接続を許可しております。</p> <p>②自然流下が原則であると記載しておりますが、地形上止むを得ずポンプアップが必要となる場合は認めています。</p> <p>③UR 都市機構は、トリガール和泉開発時点で必要と判断した規模の下水道を整備したもので、現時点で余裕があることに関して、下水道整備費を過剰に負担させていたとはいえない。</p> <p>2. 雨水管の余裕については、明確な基準がないために、開発事業者が整備する際の基準として宅地開発条例の施行基準に市が定めているものです。</p>

## **資料番号 4**

### **南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について**

議第3号 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について

**1. 変更理由別調書（区域変更のみ）**

1-1. 廃止関連地区（約 1.36 ha）

買取り申出等によって地区の全部もしくは一部を廃止する地区

地区名	廃止する面積	変更後の面積	備考	図面番号
葛の葉町地区2	約 0.23 ha	約 - ha	地区の廃止	1
葛の葉町地区6	約 0.0033 ha	約 1.80 ha		1
葛の葉町地区40	約 0.07 ha	約 0.20 ha		1
葛の葉町地区42	約 0.06 ha	約 - ha	地区の廃止	1
太町地区9	約 0.07 ha	約 - ha	地区の廃止	2
上町地区3	約 0.09 ha	約 - ha	地区の廃止	2
上町地区4	約 0.10 ha	約 0.12 ha		2
一条院町地区7	約 0.12 ha	約 0.56 ha		3
東阪本町地区1	約 0.23 ha	約 1.90 ha		4
阪本町地区8	約 0.0028 ha	約 0.10 ha		5
寺門町地区3	約 0.15 ha	約 - ha	地区の廃止	6
箕形町地区25	約 0.09 ha	約 0.07 ha		7
唐国町地区12	約 0.04 ha	約 - ha	地区の廃止	8
内田町地区11	約 0.11 ha	約 - ha	地区の廃止	9
合計（14地区）	約 1.36 ha			

【単位：1ha(ヘクタール) = 100a(アール)】

**2. 都市計画法第17条に基づく都市計画案の縦覧**

都市計画案	決定権者	案の縦覧期間	意見書の提出	備考
生産緑地区の変更	和泉市	令和6年10月17日から 令和6年10月31日まで	なし	